＜成果目標＞

| 項　　目 | 現　　状 | 成果目標（期限） |
|---|---|---|
| 自治会長に占める女性の割合 | 4.9％<br>（平成27年） | 10％<br>（平成32年） |
| 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 | ― | 都道府県：100％<br>市区　　：100％<br>町村　　：70％<br>（平成32年） |
| 家族経営協定の締結数 | 54,190件<br>（平成25年度） | 70,000件<br>（平成32年度） |
| 農業委員に占める女性の割合 | ・女性委員が登用されていない組織数：644<br>（平成25年度）<br>・農業委員に占める女性の割合：6.3％<br>（平成25年度） | ・女性委員が登用されていない組織数：0<br>（平成32年度）<br>・農業委員に占める女性の割合：10％（早期）、更に30％を目指す<br>（平成32年度） |
| 農業協同組合の役員に占める女性の割合 | ・女性役員が登用されていない組織数：213<br>（平成25年度）<br>・役員に占める女性の割合：6.1％<br>（平成25年度） | ・女性役員が登用されていない組織数：0<br>（平成32年度）<br>・役員に占める女性の割合：10％（早期）、更に15％を目指す<br>（平成32年度） |

1　地域活動における男女共同参画の推進

| 施策の基本的方向 | |
|---|---|
| 地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女共に多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する。また、ＰＴＡ、自治会・町内会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかける。 | |
| 具体的な取組 | 担当府省 |
| ア　地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | |
| ①　ＰＴＡ、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 | 内閣府、総務省、文部科学省 |
| ②　地域の活性化（観光、文化の伝承等を含む）やまちづくりに関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 | 内閣府、文部科学省、国土交通省 |
| イ　男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 | |
| ①　学校・保育所の保護者会（ＰＴＡ等）、自治会・町内会等を平日昼間だけでなく、夜間、休日等に実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示する。 | 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省 |
| ②　就業している男女も地域活動に参加できるよう、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。 | 厚生労働省 |
| ③　地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対して要請する。 | 内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省 |
| ④　住民の多様な経験をいかし、男女共同参画の視点に立った地域の活性化やまちづくりを推進する。 | 内閣府、国土交通省 |

2　地方創生における女性の活躍推進

| 施策の基本的方向 | |
|---|---|
| 人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を始め、地域における女性の活躍を推進する。 | |
| 具体的な取組 | 担当府省 |
| ア　地方創生における女性の活躍推進 | |
| ①　地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そのため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、地方創生に向け、地域における女性の活躍の重要性を踏まえた取組を実施するよう、地方公共団体に対して要請する。 | 内閣府 |
| イ　地域における女性の活躍推進に向けた環境整備 | |
| ①　女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、ＮＰＯ等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。 | 内閣府 |
| ②　地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制の下、女性の置かれた様々な状況に応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。 | 内閣府 |
| ③　女性が働きやすく、働きながら安心して子供を産み育てられる環境を確保する観点から、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進する。 | 国土交通省 |
| ④　女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。 | 経済産業省 |
| ⑤　育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進する。 | 内閣府 |
| ⑥　消費者問題に取り組む女性の活躍推進の観点から、消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談員の社会的地位の向上や、地域において消費者被害の防止等の活動をする消費生活協力員等の活躍促進に向けた地方公共団体の取組を支援する。 | 消費者庁 |

3　農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 施策の基本的方向 |
|---|
| 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。<br>また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を推進する。 |